

令和7年7月15日		
資料提供		
担当課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通Tel073-441-3640)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

令和7年6月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1)通報者別

通報者	件数(内匿名)
県民等	3(3)
職員等	0(0)
計	3(3)

#### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	2
郵便・FAX	1
その他	0
計	3

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立学校の運動部顧問が、暴言等不適切な指導を行っている。	調査中
② ある小学校の職員が、未成年者との不適切な行動及び副業をしている。	通報内容について、当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、通報の事実は認められなかったとの報告を受けたが、一部誤解を招くような行動があったため、当該校の管理職から本人に対して注意したことを確認した。
③ ある県立高校の職員の勤務態度に問題がある。	調査の結果、一部通報の事实在認められたため、校長から本人に対して指導を行った。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの 3 ①②③

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの 0

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの	1
(うち通報内容が事実とは認められないもの)	0
(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)	1 ②
(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)	
(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)	0
(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ③
(3)調査を継続中としたもの	1 ①
(4)不受理としたもの	